

仕様書

1 業務名

国民健康・栄養調査 身体状況調査業務委託（単価契約）

2 委託契約期間

契約日～令和 6 年 12 月 20 日

3 調査会場及び調査日時

調査は以下の日程で実施する。なお、駐車料金が必要な場合は、受託者が負担すること。

日程	令和 6 年 10 月 25 日（金）	令和 6 年 11 月 8 日（金）	令和 6 年 11 月 19 日（火）	令和 6 年 11 月 22 日（金）
時間	14:00～19:00 準備・片付け時間 は別に必要時間 とする。	14:00～19:00 準備・片付け時間は 別に必要時間とす る。	14:00～19:00 準備・片付け時間 は別に必要時間と する。	14:00～19:00 準備・片付け時間 は別に必要時間と する。
場所	岡山市南区福富 西岡一丁目 18-7 福富西公会堂	岡山市北区下足守 2187 公会堂	岡山市中区国富三 丁目 9-2 操山公民館 2 階 第 1 講座室	岡山市北区伊福町 二丁目 16-9 ノートルダム清心 女子大学 N100 講堂

4 委託内容

委託業務の内容は、身体状況調査（身長・体重・腹囲・血圧測定業務等）、採血及び血液検査 4 項目の実施及び報告書の作成とし、「令和 6 年国民健康・栄養調査必携 厚生労働省作成」（以下「必携」と称す。）に準じて行う。

（1）身体状況調査及び採血業務

岡山市が作成した調査日毎の対象者名簿を基に検査機材等を準備し、必携の 34～39 ページに示す手法で、身長・体重・腹囲・血圧測定、問診、採血を行うこと。なお、検査機材等は、必携の 21～22 ページに示す身体状況調査、採血業務に係る機械器具一式、採血後の処理に係る資材及び機械器具一式とする。

（2）血液検査 4 項目の血液検査業務

必携の 36～39 ページに示す血液検査作業手順にある手法で測定することとし、依頼書及び検体により行うものとする。

(3) 報告書の作成・提出

用途	形態など	提出先
被検査者返却用	受診者一人一人の血液検査結果通知書を作成し、窓空き封筒に入れること。 検査報告書にそれぞれの検査結果が何を調べるための検査かの説明、正常値範囲等を添付すること。	岡山市保健所健康づくり課
岡山市保管用	被検査者返却用と同じ報告書（封筒不要）	岡山市保健所健康づくり課
国提出用	Microsoft Excel CSV ファイル形式で、調査日毎に作成し必携 39 ページに示すレイアウトとすること。	必携 18 ページに示す提出先： 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 国民健康・栄養調査研究室（〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル Tel:06-6384-1124） ※実際のデータの受け渡しについては、受託者が上記に直接問い合わせること。

5 個人情報の保護

受託者は、業務を遂行するにあたり知りえた個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令の遵守に加え、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。また、個人情報保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を契約書にあわせて締結すること。

6 その他

(1) 受託する事業者は血液検査において次の条件を満たすこと

- ① 内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- ② 複数の全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けている検査機関であること。
- ③ 外部機関による精度管理調査の評価実績（※）を提示し、評価報告書（写し）を岡山市に提出すること。

※全ての項目で精度管理調査により一定範囲内で精度管理ができている旨の評価を得ていること（例：日本医師会の臨床検査精度管理調査評価基準におけるA又はB評価）及び血清脂質の項目についてはさらに国際的な標準化プログラム（WHOの協力センターとしての承認を受けている米国疾病管理予防センターによる脂質標準化プログラム）による検査基準を満たしている旨の認証を受けていることが望ましい。

- (2) 業務の一部を再委託する場合は、上記受託条件を満たす検査機関を選定し、上記評価報告書（写し）を提出させること。
- (3) 注射針、残検体等の廃棄物の処理については、環境省のガイドラインによる指定業者に依頼すること。
- (4) 受託者は、採血に伴い予期しない事故が生じる場合を想定し、保険に加入すること。
- (5) 契約は単価契約とし、血液検査実施にかかる諸経費（事務費・データ処理費等）は単価の中に含めて計上すること。
- (6) 委託料の算定方法
 - ①入札（見積）書には、採血及び血液検査に要する1件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とし、1円未満の端数が生じないこと。）を記載すること。
 - ②血液検査器具等の単価は次のとおり算定する。
採血及び血液検査に要する1件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に係数0.1112を乗じた金額（1円未満切り捨て）を1件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）とする。
 - ③身長・体重・腹囲・血圧測定、問診の単価は次のとおり算定する。
採血及び血液検査に要する1件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に係数0.2223を乗じた金額（1円未満切り捨て）を1件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）とする。
- (7) 予定数量 採血及び血液検査 93人以内
 血液検査器具等 93人以内
 身長・体重・腹囲・血圧測定、問診 100人以内
- (8) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、岡山市と隨時協議すること。

7 担当課

岡山市北区鹿田町一丁目1-1
岡山市保健所 健康づくり課 健康増進係
電話 086-803-1263

令和6年度国民健康・栄養調査
調査必携一部抜粋

令和6年国民健康・栄養調査

調査必携

厚生労働省

12	生活習慣調査票の書き方
13 *	国民健康・栄養調査インターネット回答利用ガイド
14 *	地区情報及び照会先記入用紙（様式第5号）
15 *	送付票（様式第4号）
16 *	血液検査のファイルレイアウト

*印は、電子媒体で提供するもの

5 調査員の任命

- ・国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等をもって構成する。
- ・国民健康・栄養調査員は、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長が任命し、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）第4条第2項に規定する調査員の身分を証する証票を交付する。

表 面

令和 年 (使用期間二月) 月 日 發行	國民健康・栄養調査員の証 年 月 日生	氏名 所屬庁 号	写 真
---	------------------------------	----------------	--------

裏 面

調査員の裏面には、所屬庁の印を押すものとする。	（国民健康・栄養調査員） 第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。 第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、この職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 （健康増進法施行規則抜粋） 第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。 第四条 国民健康・栄養調査員の身分を示す証票（国民健康・栄養調査員の証）は、その職務を行場合には、その身分を示す証票を携行し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。
-------------------------	---

6 調査に必要な諸手続き等

（1）血液検査機関との委託契約

以下の条件を満たし、血液検査作業手順（36～39頁参照）にある手法で検査可能な血液検査機関と委託契約を締結すること。令和4年調査よりヘモグロビンA1cの測定方法に変更があるため留意すること。

- ・内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- ・全国規模で実施される外部精度管理調査を複数定期的に受けている検査機関であること。

契約にあたっては、外部機関による精度管理調査の評価実績を確認し、評価報告書（写し）を厚生労働省に報告すること。なお、報告は、評価報告書（写し）を医薬基盤・健康・栄養研究所へ送付することにより行う。

〈契約に当たっての留意事項〉

国民健康・栄養調査としての経年的評価に資するため、国民健康・栄養調査のすべての項目で精度管理調査により一定範囲内で精度管理ができている旨の評価を得ていていること^{※1}及び血清脂質の項目についてはさらに国際的な標準化プログラム^{※2}による検査基準を満たしている旨の認証を受けていることが望ましい。

*¹想定される評価指標の例としては、日本医師会の臨床検査精度管理調査評価基準におけるA又はB評価がある。

*²WHOの協力センターとしての承認を受けている米国疾病予防管理センターによる脂質標準化プログラム。

(2) 保険の加入

血液検査を実施するにあたっては、採血に伴い予期しない事故が生じる場合を想定し、自治体の実情に合わせて保険加入を検討すること。

(3) 歩数計について



歩数計を取扱業者より被調査者数分（20歳以上の調査協力者）購入すること。

なお、歩数計は、以下の1)～4)をすべて満たすものを使用すること。

- 1) 機器の種類：ポケット型の三次元加速度センサー式歩数計
- 2) 機能性：誤測定防止機能及び数日間程度のメモリ機能を有すること
- 3) 比較性：選定しようとする機器のセンサーについて、学術論文等のデータを基に、従来機器（アルネス 200S）との比較性が確認できること
- 4) 測定精度：振動試験機による試験で歩数表示の誤差が±3%以内であることが示されていること

(4) オンライン調査に係る手続（課室管理者IDの申請・取得）

生活習慣調査票の電子調査票を用いたオンライン調査実施に必要な手続を行い、オンライン調査を実施できる環境設定を行うこと（50頁参照）。

6 調査関係書類の受領、調査に必要な諸材料等の確認、事前準備

(1) 調査票等

都道府県・保健所設置市・特別区から配布された関係書類を受領する。

1	調査必携
2	栄養摂取状況調査マニュアル
3	食品番号表
4 *	オンライン調査 経由機関用利用ガイド
5	調査員証【国民健康・栄養調査員の証】
6 *	調査世帯名簿（様式第2号）
7 *	被調査者名簿（様式第3号）
8 *	国民健康・栄養調査の実施についてのお願い（様式第1号）
9	国民健康・栄養調査の協力依頼文（チラシ）
10	調査票〔身体状況調査票、栄養摂取状況調査票、生活習慣調査票〕
11	栄養摂取状況調査票の書き方
12	生活習慣調査票の書き方
13 *	国民健康・栄養調査インターネット回答利用ガイド
14 *	地区情報及び照会先記入用紙（様式第5号）
15 *	送付票（様式第4号）
16 *	血液検査のファイルレイアウト

*印は、電子媒体で提供するもの

(2) 機械器具等

原則として以下の器具等を準備すること。

- ① **身長計**
尺柱などが正しく直角であり、横規がなめらかにすべるようなものを使用すること。
- ② **体重計**
必ず事前に検査し、目盛のくるいを調整しておくこと。
- ③ **巻き尺**
ガラス繊維入りの合成樹脂製のもので、JIS規格のものを使用すること。
- ④ **血圧計**
水銀を使用していない血圧計（ハイブリッド血圧計）で、以下の1)～4)について、すべてを満たすものを使用すること。なお、既存のハイブリッド血圧計を調査に使用する場合は、調査前にメンテナンスを行うこと。
★ また、精度管理の観点から、ハイブリッド血圧計の使用に際しては、事前に必ず測定方法の動画を確認するとともに、測定練習を十分に行うこと。
 - 1) 測定方式：聴診法
 - 2) 加圧方式：送気球による手動加圧
 - 3) 表示方式：バー表示
 - 4) 医療機器分類：管理医療機器又は特定保守管理医療機器

⑤ 血液検査器具

検査機関と連絡調整し、事前に準備すること。



準備する器具

- ・真空採血管（生化学用、血糖用（NaF 抗凝固剤入り）の2種類）
 - ・依頼書（氏名、性別、年齢、地区番号、世帯番号、世帯員番号が確認できること）
 - ・検体 BOX（検体ラック、保冷剤）
 - ・ID-N0 ラベル
 - ・血清、血漿ラベル
 - ・ポリスピッツ（2本/人）
 - ・分注用ポリチューブ
 - ・マルチプル針（21G）
 - ・ディスポシリソル（22G）
 - ・ベノジエクトホルダー
 - ・ホルダー付き翼状針
 - ・プラッドバン（紺創膏）
 - ・カット綿、カット綿容器
 - ・エタノール
 - ・採血用枕
 - ・駆血帶
 - ・遠心分離機
 - ・使用済み針入容器
- 等

注意事項：

- ・採血に使用する器具は、検査機関との事前打合せにおいて確認すること。
- ・器材は、必要数の申し込み後、届くまでの期間を考慮し計画的に準備し、予定人数を超えて注文しないこと。
- ・注射針・残検体等の廃棄物は、環境省ガイドラインによる指定業者に処理を依頼すること。

⑥ 歩数計について



都道府県・保健所設置市・特別区より歩数計を受領し、被調査者（20歳以上の調査協力者）に配布すること。

なお、歩数計の使用方法や取扱いについて、事前に説明書をよく確認すること。

⑦ パソコン

「食事しらべ」を利用するため、以下の環境を満たすパソコンを用意する。

動作環境：

①OS	Windows10 以降
②CPU	インテル Core i5 と同程度以上が望ましい。
③ウェブブラウザ	Chrome 最新版, Microsoft Edge 最新版

- ・利用方法は、医薬基盤・健康・栄養研究所の指示に従うこと。
- ・「食事しらべ」の使用方法については、別刷「栄養摂取状況調査マニュアル」や、医薬基盤・健康・栄養研究所ウェブサイトを参照すること。
<https://www.nibiohn.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>

(3) その他の物品

筆記用具、消しゴム、クリップ等記入に必要な消耗品、洗濯ばさみ（腹囲計測時洋服をとめておくために使用）、アルコール消毒液等

(4) 栄養摂取状況調査実施にあたり、備えておくことが望ましい物品

フードモデル、食器類、秤、関連書籍等

第2 本 調 査

1 身体状況調査

(1) 調査の実施要領

1) 調査地区の実状を考慮して、最も高い受診率を上げ得る日時を選定して行う。（同一地区内で複数日設定しても構わない。）



2) 調査員が調査世帯ごとに調査票を配布し、世帯の代表者あるいは食事づくり担当者に面接や動画を活用し、記入方法を説明する。

[動画掲載場所]

厚生労働省ホームページ>統計情報・白書>各種統計調査>統計調査実施のお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18598.html

3) 対象者は「被調査者名簿」に記載されている者で、次の年齢区分の者について調査すること

ア	身長・体重	……………	1歳以上全員
イ	腹 囲	……………	20歳以上全員
ウ	血 壓	……………	20歳以上全員
エ	血 液 検 査	……………	20歳以上全員
オ	問 診	……………	20歳以上全員

4) 調査期間中に適当な会場を設けて行うこと。被調査者の都合を考慮し昼間のみでなく、夜間も実施するなど、対象者の脱落を未然に防ぐよう配慮すること。

調査は原則として会場で測定するが、被調査者がどうしても都合がとれない場合、身長、体重、腹囲については家庭で調査員が測定したものを使用してもよい。

5) 身体状況調査票は受診会場受付において「被調査者名簿」と照合のうえ、本人に渡し、検査の都度調査者が記録し、最後の検査を終了したところで回収整理する。

6) 検査当日、身体状況調査会場には以下のものを準備する。

机、椅子、ついたて、洗面器、身長計、体重計、巻き尺、血圧計、筆記用具、消しゴム、ちり紙、クリップ、洗濯ばさみ、血液検査器具等

※ 必要に応じて、アルコール消毒液等も用意すること

(2) 調査票の記入方法

[記入例3]

 政府統計 <small>統計法に基づく国 の統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。</small>	令和6年国民健康・栄養調査 身体状況調査票 地区番号 1207 市郡番号 2 世帯番号 003 世帯員番号 01 性別 (1)男 2女 年齢 050 (令和6年 11月1日現在) 千葉 都道府県 ○○ 保健所
[身体計測]	
(1) 身長 (1歳以上) 174.6 cm (3)	
(2) 体重 (1歳以上) 62.4 kg (1)	
(3) 腹囲 (20歳以上) 80 cm (2) (へその高さ) <small>計測方法 1 調査員が測定 2 被調査者が測定(自己申告)</small>	
(4) 血圧 (20歳以上) 1回目 収縮期 (最高) 136 mmHg 拡張期 (最低) 80 mmHg 2回目 収縮期 (最高) 134 mmHg 拡張期 (最低) 82 mmHg	
(5) 血液検査実施の有無 (20歳以上) (検査項目は裏面に記載) ④ 1 有 2 無 ▶ 食後時間(裏面参照) 9 (5)	
[問診] (20歳以上)	
(6) 現在、aからdの薬の使用の有無 (a) 血圧を下げる薬 有・無 (b) 脈の乱れに関する薬 有・無 (c) コレステロールを下げる薬 有・無 (d) 中性脂肪(トリグリセリド)を下げる薬 有・無	
(7) これまでに医療機関や健診で糖尿病といわれたことの有無 ('境界型である'、'糖尿病の気がある'、'糖尿病になりかけている'、'血糖値が高い'などのようにいわれたことも含む) ① 有 2 無 → (8)へ (7-1) 現在の糖尿病治療の有無 (通院による定期的な検査や生活習慣の改善指導を含む) ① 有 2 無 → (7-3)へ (7-2) 現在の投薬(インスリン注射または血糖を下げる薬)の有無 ① 有 2 無 (7-3) 現在の生活習慣の改善の取り組みの有無 ① 有 2 無 (8) 現在、医師等からの運動 [※] 禁止の有無 1 有 2 無 (9) 運動 [※] 習慣 (医師等から運動を禁止されている((8)で「1 有」と回答した)者は記載不要) (a) 1週間の運動日数 3 日 (b) 運動を行う日の平均運動時間 ⑥ 00 時間 30 分 (c) 運動の継続年数 1 1年未満 2 1年以上	
<small>※運動とは、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として、計画的・定期的に行うもの。</small>	
厚生労働省	

1) 全体について

- ・数値の桁数が当該欄の桁数よりも小さい場合は、数値を右側に寄せて余白の欄は「0」と正確に記入すること。 [記入例3-①]
- ・測定できなかった項目、測定対象外の項目、問診できなかった項目、あるいは記入する必要がない項目については斜線等で消すこと。 [記入例3-②]
- ・測定値が通常の値と著しく異なる場合は、再度計測し、誤りがなければ調査票の見やすいところに確認済等必ず注記すること。

2) 身長・体重・腹囲

- ・測定単位は、身長・腹囲が「cm」、体重が「kg」であり、小数点以下第1位までを正確に記入すること。腹囲は0.5cmまでの単位で記入すること。
- ・計測方法欄は、調査員が測定した場合（調査員が被調査者の家庭で測定した場合を含む）は、「1 調査員が測定」を、被調査者本人が家族等の協力を得て測定した場合は、「2 被調査者が測定（自己申告）」を記入する。 [記入例3-③]
- ・被調査者が事前に記入（自己申告）していた場合であっても、身体状況調査会場に来場した者は調査員が測定して数値を記入すること。

3) 血圧

- ・血圧は必ず受診会場で測定した値を記入すること。自己申告値は認められない。
- ・測定部位は右腕の上腕とする。右腕での測定が不可能な場合は左腕で測定し、欄外に左腕測定と書き記すこと。
- ・測定単位は「mmHg」とし、整数値（偶数）で記入すること。
- ・2回測定し、1回目と2回目の測定値を記入すること。
- ・収縮期（最高）血圧値と拡張期（最低）血圧値に矛盾がないかチェックすること。

4) 血液検査の実施

- ・血液検査の対象者（20歳以上）で、採血を実施した者については「1 有」、実施しなかった者については「2 無」を○印で囲み、調査対象外の者（19歳以下）については当該欄を斜線で消すこと。なお、採血を実施した者については、ラベルを貼付することや検体番号を記載すること等で、識別誤りを防ぐこと。
[記入例3-④]
- ・「血液検査実施の有無（20歳以上）」を「1 有」と囲まれた者について、「食後時間」には、直前に飲食した時刻（食事を開始した時刻）から採血までの経過時間について、該当番号を記入すること。直前の飲食とは、糖分を含む飲食物を摂取した場合である。
[記入例3-⑤]

- | | |
|--------|-----------|
| ① 約30分 | ⑥ 約5～6時間 |
| ② 約1時間 | ⑦ 約7～8時間 |
| ③ 約2時間 | ⑧ 約9～10時間 |
| ④ 約3時間 | ⑨ 10時間以上 |
| ⑤ 約4時間 | |

5) 問診

◆服薬状況

- ・使用中の薬が「有」とは、現在、医師の指示の有無にかかわらず（a）から（e）に該当する薬を飲んでいる者をいう。ただし、サプリメントや特定保健用食品は含まれない。
- ・（a）から（d）のそれぞれの薬について、使用している場合は「1 有」、使用していない場合は「2 無」を○印で囲むこと。

◆糖尿病診断の有無

- これまでに医療機関又は健診で糖尿病といわれたことがある場合は「1 有」、ない場合は「2 無」を○印を囲むこと。
- 「境界型である」、「糖尿病の気がある」、「糖尿病になりかけている」、「血糖値が高い」などのようにいわれたことがある場合も「1 有」に含む。

◆糖尿病治療の有無

- 糖尿病診断の有無で「1 有」と回答した者のうち、通院による定期的な検査や生活習慣の改善指導を含め、現在、糖尿病治療をしている場合は「1 有」、治療していない場合は「2 無」を○印で囲むこと。
- 糖尿病診断の有無で「2 無」と回答した者は、当該設問には回答不要のため、斜線を引く。

◆現在の投薬の有無

- 糖尿病治療の有無で「1 有」と回答した者のうち、インスリン注射または血糖を下げる薬を使用している場合は「1 有」、使用していない場合は「2 無」を○印で囲むこと。
- 糖尿病診断の有無及び糖尿病治療の有無で「2 無」と回答した者は、当該設問には回答不要のため、斜線を引く。

◆生活習慣改善の取組の有無

- 糖尿病診断の有無で「1 有」と回答した者のうち、現在、生活習慣の改善に取り組んでいる場合は「1 有」、取り組んでいない場合は「2 無」を○印で囲むこと。

※「糖尿病治療の有無」及び「現在の投薬の有無」で「2 無」と回答した場合も、本設問に回答が必要である。

◆医師等からの運動禁止の有無

- 現在、医師等から運動禁止の指示がある場合は「1 有」、ない場合は「2 無」を○印で囲むこと。

◆運動習慣

- 「(8) 現在、医師等からの運動禁止の有無」に「1 有」と回答したものは、「(9) 運動習慣」には回答不要のため、斜線を引く。

[(a) 1週間の運動日数]

1週間のうちに運動を行った日数を記載すること。

運動を行わなかった場合には「0」を記入すること。日数は整数値で記載すること。

[(b) 運動を行う日の平均運動時間]

日によって運動時間が異なる場合には平均する。

1日のうちに運動を複数回行う場合にはそれを加算して、その日の運動時間とすること。1時間未満の場合、時間の欄は「0」を記入すること。 [記入例3-⑥]

(a) で「0」と回答した場合（全く運動していない場合）には、回答不要のため、斜線を引く。

[(c) 運動の継続年数]

運動を継続している年数によって、該当する方を○印で囲むこと。

第3章 各調査地区に関する業務

(a) で「0」と回答した場合（全く運動していない場合）には、回答不要のため、斜線を引く。

(参考)

以下の3項目すべてに該当する者を「運動習慣有」として集計する。

- ア 運動の実施頻度として、週2日以上
- イ 運動を行う日の平均運動時間として、30分以上
- ウ 運動の継続期間として、1年以上

(3) 測定方法・手順（測定時の留意点）

1) 身長・体重計測

- ・体重は衣服を着たまま測定した場合は、衣服の重さを測定数値から差し引く。
- ・差し引いた衣服の重さは、風袋重量を控えておき、「地区情報及び照会先記入用紙」(64 頁参照)に記入して提出する。
- ・性、年齢に比してその数値が異常に大きいもの又は小さいものがないかどうかチェックし、誤りが無いことを確認した場合は、調査票の見やすいところに「確認済」等必ず注記すること。

2) 腹囲計測

- ・腹囲は、立位でヘその高さで計測する。（下図参照）
その際、被調査者には、両足をそろえ、両腕はからだの横に自然に下げてもらい、腹壁に力が入らないようにする。
- ・測定者は、被調査者の正面に立ち、巻き尺（合成樹脂製 J I S 規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないもの）を腹部に直接あてる。
- ・巻き尺が水平面できちんと巻かれているかを確認し、普通の呼吸での呼気の終わりに、0.5cm きざみで目盛りを読みとること。
なお、できるだけ飲食直後の測定を避けるようにする。



※正確な計測を行うため、衣服や肌着などは着用しないことが望ましいが、被調査者の負担とならないようにすること。なお、計測の際は他の人から見えないような配慮をすること。

※妊婦は計測しない。

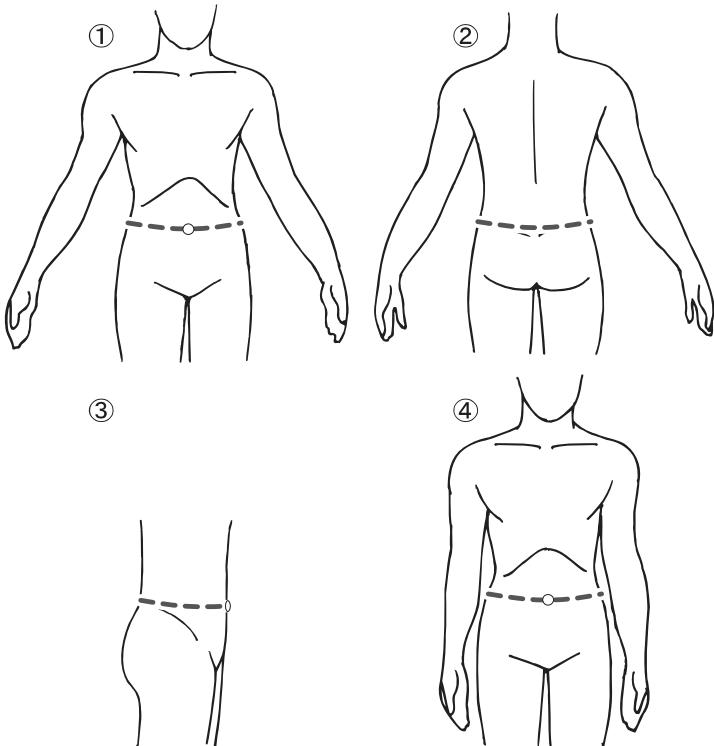
※腹囲を被調査者が家庭で測定する場合は、必ず調査員が腹囲計測方法を説明して、測定方法を徹底すること。

〈腹囲の計測位置〉

① 被調査者に軽く両腕をあげてもらい、ヘその高さに巻き尺をあてる。

②③背中や腰に巻き尺が水平に巻かれているか確認する。

④ 測定する時は、両腕はからだの横に自然に下げてもらい、普通の呼吸で呼気の終わりに目盛りを読みとる。





3) 血圧測定

血圧の測定は、次の【**血圧測定手順**】に従って行うこと。

なお、精度管理の観点から、ハイブリッド血圧計の使用に際しては、事前に必ず測定方法の動画を確認するとともに、測定練習を十分に行うこと。

【**血圧測定手順**】

◆**血圧測定の条件**

- ア) 測定前の運動、食事、たばこ、寒冷曝露など、血圧測定値に影響があると考えられる条件をさけるようにする。
- イ) あらかじめ排尿させ、測定前5分以上の心身の安静をとった後に測定する。
- ウ) 体位は、椅子（背もたれのあるものが望ましい）の座位とする。
- エ) 測定部位は、右腕の上腕とする。右腕での測定が不可能なものについては、左腕で測定し、記載欄の欄外に左腕測定と書き記すこと。
- オ) 上腕を緊縛する衣服を着ている場合は、脱衣のうえ、マンシェットを巻く。

◆**血圧測定(1回目)の手順**

- ア) 血圧計を垂直に置く。
- イ) 手のひらを上に向け、マンシェットの下縁が肘窩の2～3cm上になるように巻く。巻いた後に指が1～2本入る余裕を持たせる。
- ウ) 測定の際には、肘関節を軽度伸展させ、マンシェットの中心位置が被調査者的心臓と同じ高さにする。
- エ) 聴診法で収縮期血圧を推測し、推定血圧より30mmHg上（＝加圧目標値）にあげてから、徐々に減圧し、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。
- オ) 加圧目標値で既にコロトコフ音が聞こえてくる場合は、すぐさま減圧し、2回目の手順に従う。
- カ) 2回目の測定は、エ) から繰り返す。

◆**血圧測定(2回目)の手順**

- ア) 1回目の測定後、いったん被調査者のマンシェットを外し、完全に空気を抜く。
- イ) 2回目の測定の際は、1回目と2回目の測定の間、被調査者に深呼吸をさせない。

※血圧を1回しか計測できなかった場合、その理由を記載する。

4) 血液検査

血液検査の大まかな流れは以下のとおり。次の【血液検査作業手順】に従って行うこと。



【血液検査作業手順】

◆検査項目及び測定方法・単位・小数点以下桁数

	検査項目	測定方法	単位	小数点以下桁数
1	ヘモグロビンA1c	酵素法	%	1
2	総コレステロール	コレステロール酸化酵素法(COD-POD法)	mg/dL	0
3	HDL-コレステロール	直接法	mg/dL	0
4	LDL-コレステロール	直接法	mg/dL	0

※令和4年調査より、ヘモグロビンA1cの測定方法について、LA法(ラテックス凝集法)から酵素法に変更している。

◆採血受付

- ①被調査者が来たら、地区、氏名を確認し、依頼書と個人用資材を用意する。
- ②依頼書記入
 - ・依頼書には、氏名、地区番号、市郡番号、世帯番号、世帯員番号、年齢、性別が分かるように記入する。年齢が2桁の場合は、右詰で、頭に「0(ゼロ)」を付けて記入する。
 - ・必ず、被調査者名簿、身体状況調査票と依頼書の氏名、世帯番号、世帯員番号等を一致させること。
 - ・「食後時間」には、直前に飲食した時刻（食事を開始した時刻）から採血までの経過時間について、該当番号を記入する。
 - ①約30分 ②約1時間 ③約2時間 ④約3時間 ⑤約4時間 ⑥約5～6時間
 - ⑦約7～8時間 ⑧約9～10時間 ⑨10時間以上
 - ・直前の飲食とは、糖分を含む飲食物を摂取した場合である。

◆採血

ア) 採血の時刻

- ・採血に当たっては、なるべく食後4時間以上経過していること（被調査者にはあらかじめその旨伝えておくこと）。

イ) 使用容器

- ・生化学用、血糖用（NaF抗凝固剤入り）の真空採血管2本を使用する。

ウ) 採血の実施

- ・駆血帯を使用し、座位で静脈から採血すること（駆血帯を使用の際、絞め過ぎてうつ血させないように注意すること）。





- ・全体で5ml以上どうしても採血できない場合、(i)生化学用採血管を最優先として採血すれば、3項目（総コレステロール、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール）のデータを検査することができる。この場合、残りの空の採血管を検査機関に提出すること。
- ・ディスポシリングで採血した場合、2本の採血管への分注時、キャップを外さないで差し込むこと。中が真空となっており、自然と吸い込まれるので無理に押し込まないようすること。無理に押し込むと、血球が破壊されてしまうので注意すること。
- ・採血担当者は、有資格者（医師、臨床検査技師、保健師等）に限ること。

◆採血後

ア) 採血後の処理

- ・生化学用採血管に関しては、採血後、室温にて30分以上検体ラック上に放置後、遠心分離を実施する。
- ・血糖用（NaF抗凝固剤入り）採血管に関しては、採血後、10回程度転倒混和し遠心分離を実施する。

イ) 遠心分離

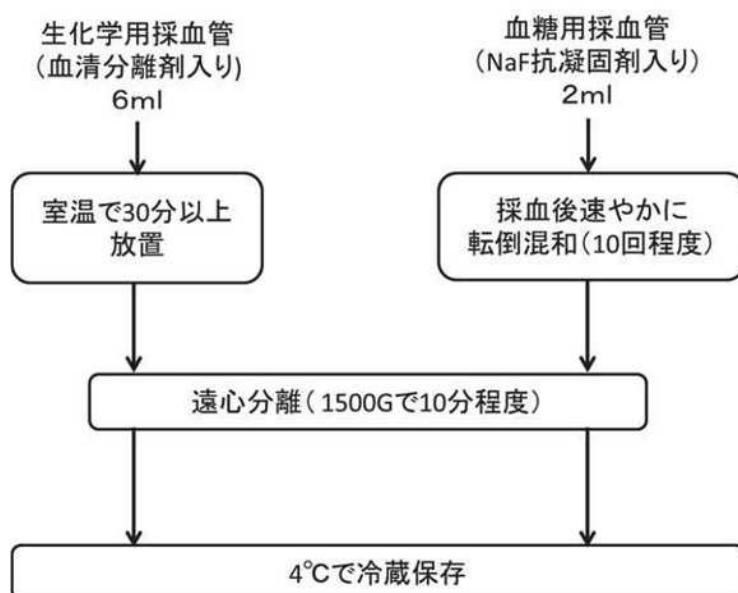
- ・遠心分離は可能な限り当日中に行う。分離を採血後24時間以降に実施した場合、一部の検査値に正確性を欠くことになる。
- ・生化学用採血管と血糖用採血管（NaF抗凝固剤入り）は、1,500G（遠心分離機の回転半径によって異なるが、約2,000～3,000rpm）室温で10分間程度回転させ、遠心分離する。
- ・採血当日に検査機関が検体を取りに来る場合は、検査機関で遠心分離を行ってもよい。ただし、この場合は検査機関の状況等を事前に確認の上、十分な調整を図ることとし、必要に応じて遠心分離のできる機関と調整を図ること。

ウ) 保存

- ・採血管を2本1組にし、ラベルの番号順に検体ラックに並べ、事前に4℃に冷蔵した保冷剤入りの検体ボックスに保存すること。
- ・検査機関が取りにくるまで、検体は保健所に検体ボックスに入れたまま保管しておくこと。
- ・依頼書の控え（依頼元控え）は保健所で控えること。



◆検体の取扱い図



エ) 廃棄物の処理

- ・注射針、残検体等の廃棄物は、環境省のガイドラインによる指定業者に処理を依頼すること。
- ・一般業者では、これらの廃棄物を扱うことはできないので注意すること。

◆検査結果の報告

血液検査結果データは、調査票送付時にデータファイルを医薬基盤・健康・栄養研究所へ提出すること。なお、データファイルの提出を検査機関への委託業務に含めて構わないが、データファイルの送付に当たっては、調査票の送付方法に準じて行うこと。

◆血液検査に関する重要確認事項

1. 依頼書記入について

- ・血液検査を完了した者の依頼書の情報（氏名、性別、年齢、地区番号、市郡番号、世帯番号、世帯員番号）に未記入がないこと、さらにそれらが被調査者名簿の情報と一致していることを確認すること。

2. 検体の整理・保管・受け渡しについて

- ・必ず、検体と依頼書におけるIDラベルの照合を行うこと。
- ・検体は事前に4℃に冷蔵した保冷剤入りの検体ボックスに保存すること（遠心分離をした検体を保管する）。
- ・検査機関への受け渡しを行う検体ボックスには、採血を実施した被調査者の採血管と依頼書のみ入れること。

3. 検体の受け渡し後に依頼書の記入事項の誤りがわかった場合

- ・被調査者名簿、身体状況調査票、血液検査依頼書の内容に不一致がないかを確認し、記入事項の誤りがわかった場合、検査機関へ訂正の連絡すること。分析結果が到着後、誤りがわかった場合には、厚生労働省に連絡し、指示を仰ぐこと。

4. 調査票送付時に依頼書控えの原本を同封すること

- ・調査票を医薬基盤・健康・栄養研究所に送付する際、血液検査依頼書（依頼元控え）を同封し、コピーを保健所で保管すること。

5. 検査結果データのファイル形式について

- ・検査結果データは次ページに示すレイアウトを厳守し、Microsoft Excel CSV ファイル形式で提出するよう、検査機関に依頼すること。その際、都道府県欄は都道府県コードを記入し、性別は男性を1、女性を2とすること。

